



議案第五十六号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年三月二十八日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾参年参月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十八条第七項の規定に基づき、次の課を置く。

企	画	課
総	務	課
税	務	課
町	民	課
農	林	課
観	光	建設
課		

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。